

後期高齢者負担割合の改定対応

- 令和4年10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が2割になります。

【令和4年9月30日まで】		【令和4年10月1日から】	
区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある方	2割
		一般所得者等	1割

- 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります。
令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間は、2割負担となる方について、外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円までに抑えます。

- 処方箋の「備考」欄の改定があります。

◆対応内容

①患者登録画面

- 後期高齢者保険（保険番号039と040）の有効開始日が「R04.10.1」以降の場合、補助区分リストに「2 2割」を追加します。
新患登録の場合など有効開始日の入力がない状態では、システム日付により判断して補助区分リストを決定します。なお、新患登録時の初期状態は「1 1割」です。
- システム日付が令和4年9月30日までに後期高齢者の2割を登録する場合は、有効開始日を「R04.10.1」にしてから補助区分を「2 2割」にします。

②API

- 後期高齢者保険の補助区分に「2」を設定した場合、有効開始日が「2022-10-01」より前であれば「1」に変換して登録します。
(エラーとはしませんので、有効開始日は正しく設定すること。)
- 保険・公費一覧取得 (/api01rv2/insuranceinflv2)
後期高齢者保険の補助区分に「2 2割」を追加します。基準日による対応はありません。

③配慮措置

別紙「令和4年10月診療報酬改定対応（後期高齢2割の患者負担配慮措置）」を参照してください。

④処方箋

・記載要領

8 「備考」欄について

(1)～(3) (略)

(4) 未就学者である患者の場合は「6歳」と、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者の場合は「高一」と、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者であって7割給付の患者の場合は「高7」と記載すること。なお、後期高齢者医療受給対象者であって一般・低所得者の患者については、令和4年10月1日以降、8割給付の患者の場合は「高8」、9割給付の患者の場合は「高9」と記載すること。

(5)～(10) (略)

診療年月日が令和4年10月1日以降、後期高齢者保険については負担割合により「備考」欄に次のように
ORCA Project Copyright (C) 2022 ORCA Management Organization Co., Ltd. All rights reserved.

記載します。

負担割合	内容
1割	(高9)
2割	(高8)
3割	(高7)

⑤院外処方箋2次元シンボル記録

- 「JAHIS 院外処方箋2次元シンボル記録条件規約 Ver.1.8」の規約に合わせた対応を行います。

- ◆バージョンレコード

- 「JAHIS9」を記録します。

- ◆患者一部負担区分レコード

- 「5:高齢者8割(後期高齢者)」が追加されました。